

別表「審査項目」

区分	審査項目	評価内容	配点
全体の評価	提案内容的確性	仕様書の内容を的確に踏まえ、地域福祉計画の意義や役割を正しく認識した上で、明確かつ具体的に提案されているか。	10点
		地域福祉計画の構成や体形が明確で、本市の現状や地域特性の把握及び分析方法についての提案が具体的に提案されているか。	10点
	提案内容の実現性	提案内容が分かりやすく説得力があり、実現可能なものとなっているか。	10点
	事業への理解・知識	担当者の業務に対する適性、積極性及び意欲は感じられるか。	10点
計画策定業務	的確性	業務内容を的確に理解し、事業の目的に結びつく、わかりやすく説得力のある提案となっているか。	10点
	実現性	計画策定に必要な知識を有し、社会福祉法のほか、各福祉施策に係る関係法令や国、府の動向を反映した具体的かつ実現可能な提案となっているか。	10点
	独創性	事業者のノウハウや知識・経験を生かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案がなされているか	10点
体制 業務実施	人員	提案内容を実施できる人員が確保されているか。	10点
	工程	本業務を期間内に完了するため、実現可能なスケジュールが提示されているか。	10点
小計			90点
客観的評価項目	業務実績	本業務と同種・同類の業務実績があるか。	10点
	実施体制	亀岡市内に本店、支店、営業所があるか。 (市内本店10点、市内に支店・営業所6点、それ以外2点)	10点
	価格点	価格点の満点 × $\frac{\text{提案価格のうち最低価格}}{\text{自社の提案価格}}$ (20点)	20点
	小計		40点
合計			130点

選定委員の採点・意見

客観的評価項目(所管課が採点)

【配点基準例】

極めて優れている	10点
優れている	8点
普通	6点
やや不十分	4点
不十分	2点

※当該、審査項目の評価項目のうち「業務実績」「実施体制」「価格点」については、客観的評価項目として所管課(当該業務の事務局)において採点を行い、「全体の評価等」については、選定委員が採点及び意見陳述を行ったうえで、その取りまとめ(平均点の算出等)を所管課(当該業務の事務局)が行う。